



# 国労西日本

国労西日本本部

NO. 311

発行責任者 森田 文一  
編集責任者 片岡 有宏

国労西日本HP



国労西日本 検索

## 職場討議資料

### 「R西日本労働協約 労使関係部分の改正について」(案)

1 第1条(協約の目的)全文を、「この協約は、安全を基盤として企業の健全な発展ならびに組合員の労働条件の維持改善及び地位の向上を図ることを目的とする。」に改めること。

2 第3条(非組合員の範囲)第1号にある「管理職社員(参与、参事、参事補及び主事の者)等以外の非組合員の範囲は、以下のとおり」とあり、「(2)前号の他、会社が指定する者」とあるのを削除すること。

3 第6条(勤務時間中の組合活動)について

(1) 本条に以下の条文追加すること。

「なお、第1号(協議会委員等)及び第2号(交渉委員等)は子会社において開催される経営協議会及び団体交渉も含む。」

(2) 第5号を次に改めること。

(5) 組合が主催する次の会合に出席する場合。

本部、地方本部及び地区本部の大会、委員会の代表者が出席する各会議

全国大会及び中央委員会

(3) 第6号を次に改めること。

「本部、地方本部及び地区本部の執行委員会」とし、「ただし、月1回1日に限る」を削除し、「組合が申し出た場合」に改めること。

4 第9条(専従者の選任)については、全文を削除し「第9条 組合の専従者数については協議して決める。」

2 組合が専従者を選任したときは、会社はこれを認める。

3 専従及び専従解除については、組合が会社に届け出る。」とすること。

第309条 ただし、第2章第2節(専従者)については、適用しないを削除すること。

5 第15条(一時的使用)第1項「組合は、会社の施設、什器等を一時的に使用する場合は、会社に申し出、その許可を得なければならぬ。」とあるのを「・・・一時的に使用する場合は、会社に申し出る。」に改めること。疑義が生じないよう運用において地方を指導すること。

6 第16条(掲示)第1項「組合は、会社の許可を得た場合には指定された場所において組合活動に必要な宣伝・報道・告知を行うことができる」を「組合が会社に申し出た場合には指定された掲示場所において、組合活動に必要な宣伝・報道・告知を行うことができる」に改めること。第2項は削除すること。

7 第17条(掲示内容)1項「掲

示類は、組合活動の運営に必要なものとする。また、掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実を反し、または職場規律を乱すものであつてはならない。」とあるのを「掲示類は、組合活動の運営に必要なものとする。個人を誹謗し、事実を反するものであつてはならない。」に改め、「疑義が生じた場合は協議する。」を追加すること。

8 第18条(違反の措置)の項を削除し、以降を繰り上げること。

9 第19条(目的)を「会社及び組合は、安全を基盤として企業の健全な発展ならびに組合員の労働条件の維持改善及び地位の向上を図ることを目的として、相互の意思疎通を図るため経営協議会を設ける」に改めること。

10 第21条(協議委員)2項小委員会の協議委員を「5名」を「6名」と改めること。

11 第27条(経営協議会議題)の条文中、「なお労働条件に関する事項は団体交渉の場において交渉する」と付加するほか、第3号「業務の合理化ならびに能率の向上に関する事項」とあるのを「会社の運営に関する事項」に改めること。

12 第31条「団体交渉は、信義誠実の原則にしたがい秩序を保ち平和裡に行う」を「団体交渉は誠実にを行う。」に改めること。

13 第32条(団体交渉の設置単位)について、「地方における団体交渉は、本社及び地方機関において行なう」とあるのを「本社・支社の地方機関・付属機関及び各現業機関」に改めること。

14 第33条(交渉委員)次の文を加える。「必要により組合が指定した者」

15 第34条(交渉委員の数)次の文を加える。「組合が必要により指名した場合は、この員数を超えることが出来る。」

16 第39条(団体交渉事項)については、1号から4号にある「・・・の基準に関する事項」の文言中「の基準」を削除し、「・・・に関する事項」とし、「(5)その他労働条件の改訂に関する事項」も「労働条件」に関する事項」とすること。「安全全般に関する事項」を追加すること。

17 第46条(あつせん、調停及び仲裁)2項については、「・・・解決できなかった場合には、会社と組合は合意のうえ、労働委員会の仲裁に付することができる。」とあるのを「・・・解決できなかった場合、会社と組合の双方又は一方から労働委員会の仲裁に付することができる。」に改めること。

18 第47条(平和条項)の、「また、前条に定める手続きが進行中である時には、それが完了するまでは、争議行為を行わない。」の文言を削除すること。

19 第48条(争議の予告)については、「・・・また、争議行為の目的、形態、規模、日時、期間及び場所等の具体的かつ詳細な内容をその72時間前までに文書を持って会社に通知する。」の部分削除し、「会社に通知する。」に改めること。

20 第49条(争議行為に伴う遵守事項)については、(2)号中の「・・・なお、2つ以上の旅客会社にまたがって運行される列車については、紛争当事会社以外の会社において列車の運行に支障を出さないような措置がとられるまで、争議行為の対象としない。」の部分削除すること。

21 第50条(争議行為中の会社施設構内の立ち入り及び物品の使用)については、全文削除し、「組合は争議行為中の施設等を使用する場合には会社に通知する。」

(1) 会社の設備

(2) その他物品等・・・に改めること。

22 第53条(非常事態への対応)については、「会社は・・・必要な組合員をその事態収拾に必要な業務に直ちに従事させることができる。」の部分「直ちに」を「直ちに」に改めること。

23 第65条(審議)の2項について、以下のように改めること。

2 審議にあたっては、当事者のほか、参考人の出席を求め、報告を徴するほか、関係書類の提出を求めることができる。」

24 第66条(地方会議の処理)の2項を削除すること。

25 第66条の次に次の条文を挿入し以下繰り下げること。

「第...条(再審議申立及び再審議)組合員は、地方会議の処

**国労西日本本部大会  
以降3名拡大**

広島地方本部・広島貨物分会  
貨物関連会社・検修担当  
(54歳)  
(2021年6月30日付)

「どこかの組合に入っていないと不安! 会社に労働組合があるのを知りませんでした。」

**呼びかけよう国労加入を**

3 第6条(勤務時間中の組合活動)について

(1) 本条に以下の条文追加すること。

「なお、第1号(協議会委員等)及び第2号(交渉委員等)は子会社において開催される経営協議会及び団体交渉も含む。」

(2) 第5号を次に改めること。

(5) 組合が主催する次の会合に出席する場合。

本部、地方本部及び地区本部の大会、委員会の代表者が出席する各会議

全国大会及び中央委員会

(3) 第6号を次に改めること。

「本部、地方本部及び地区本部の執行委員会」とし、「ただし、月1回1日に限る」を削除し、「組合が申し出た場合」に改めること。

4 第9条(専従者の選任)については、全文を削除し「第9条 組合の専従者数については協議して決める。」

2 組合が専従者を選任したときは、会社はこれを認める。

3 専従及び専従解除については、組合が会社に届け出る。」とすること。

第309条 ただし、第2章第2節(専従者)については、適用しないを削除すること。

5 第15条(一時的使用)第1項「組合は、会社の施設、什器等を一時的に使用する場合は、会社に申し出、その許可を得なければならぬ。」とあるのを「・・・一時的に使用する場合は、会社に申し出る。」に改めること。疑義が生じないよう運用において地方を指導すること。

6 第16条(掲示)第1項「組合は、会社の許可を得た場合には指定された場所において組合活動に必要な宣伝・報道・告知を行うことができる」を「組合が会社に申し出た場合には指定された掲示場所において、組合活動に必要な宣伝・報道・告知を行うことができる」に改めること。第2項は削除すること。

7 第17条(掲示内容)1項「掲

示類は、組合活動の運営に必要なものとする。また、掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実を反し、または職場規律を乱すものであつてはならない。」とあるのを「掲示類は、組合活動の運営に必要なものとする。個人を誹謗し、事実を反するものであつてはならない。」に改め、「疑義が生じた場合は協議する。」を追加すること。

8 第18条(違反の措置)の項を削除し、以降を繰り上げること。

9 第19条(目的)を「会社及び組合は、安全を基盤として企業の健全な発展ならびに組合員の労働条件の維持改善及び地位の向上を図ることを目的として、相互の意思疎通を図るため経営協議会を設ける」に改めること。

10 第21条(協議委員)2項小委員会の協議委員を「5名」を「6名」と改めること。

11 第27条(経営協議会議題)の条文中、「なお労働条件に関する事項は団体交渉の場において交渉する」と付加するほか、第3号「業務の合理化ならびに能率の向上に関する事項」とあるのを「会社の運営に関する事項」に改めること。

12 第31条「団体交渉は、信義誠実の原則にしたがい秩序を保ち平和裡に行う」を「団体交渉は誠実にを行う。」に改めること。

13 第32条(団体交渉の設置単位)について、「地方における団体交渉は、本社及び地方機関において行なう」とあるのを「本社・支社の地方機関・付属機関及び各現業機関」に改めること。

14 第33条(交渉委員)次の文を加える。「必要により組合が指定した者」

15 第34条(交渉委員の数)次の文を加える。「組合が必要により指名した場合は、この員数を超えることが出来る。」

16 第39条(団体交渉事項)については、1号から4号にある「・・・の基準に関する事項」の文言中「の基準」を削除し、「・・・に関する事項」とし、「(5)その他労働条件の改訂に関する事項」も「労働条件」に関する事項」とすること。「安全全般に関する事項」を追加すること。

17 第46条(あつせん、調停及び仲裁)2項については、「・・・解決できなかった場合には、会社と組合は合意のうえ、労働委員会の仲裁に付することができる。」とあるのを「・・・解決できなかった場合、会社と組合の双方又は一方から労働委員会の仲裁に付することができる。」に改めること。

18 第47条(平和条項)の、「また、前条に定める手続きが進行中である時には、それが完了するまでは、争議行為を行わない。」の文言を削除すること。

19 第48条(争議の予告)については、「・・・また、争議行為の目的、形態、規模、日時、期間及び場所等の具体的かつ詳細な内容をその72時間前までに文書を持って会社に通知する。」の部分削除し、「会社に通知する。」に改めること。

20 第49条(争議行為に伴う遵守事項)については、(2)号中の「・・・なお、2つ以上の旅客会社にまたがって運行される列車については、紛争当事会社以外の会社において列車の運行に支障を出さないような措置がとられるまで、争議行為の対象としない。」の部分削除すること。

21 第50条(争議行為中の会社施設構内の立ち入り及び物品の使用)については、全文削除し、「組合は争議行為中の施設等を使用する場合には会社に通知する。」

(1) 会社の設備

(2) その他物品等・・・に改めること。

22 第53条(非常事態への対応)については、「会社は・・・必要な組合員をその事態収拾に必要な業務に直ちに従事させることができる。」の部分「直ちに」を「直ちに」に改めること。

23 第65条(審議)の2項について、以下のように改めること。

2 審議にあたっては、当事者のほか、参考人の出席を求め、報告を徴するほか、関係書類の提出を求めることができる。」

24 第66条(地方会議の処理)の2項を削除すること。

25 第66条の次に次の条文を挿入し以下繰り下げること。

「第...条(再審議申立及び再審議)組合員は、地方会議の処

示類は、組合活動の運営に必要なものとする。また、掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実を反し、または職場規律を乱すものであつてはならない。」とあるのを「掲示類は、組合活動の運営に必要なものとする。個人を誹謗し、事実を反するものであつてはならない。」に改め、「疑義が生じた場合は協議する。」を追加すること。

8 第18条(違反の措置)の項を削除し、以降を繰り上げること。

9 第19条(目的)を「会社及び組合は、安全を基盤として企業の健全な発展ならびに組合員の労働条件の維持改善及び地位の向上を図ることを目的として、相互の意思疎通を図るため経営協議会を設ける」に改めること。

10 第21条(協議委員)2項小委員会の協議委員を「5名」を「6名」と改めること。

11 第27条(経営協議会議題)の条文中、「なお労働条件に関する事項は団体交渉の場において交渉する」と付加するほか、第3号「業務の合理化ならびに能率の向上に関する事項」とあるのを「会社の運営に関する事項」に改めること。

12 第31条「団体交渉は、信義誠実の原則にしたがい秩序を保ち平和裡に行う」を「団体交渉は誠実にを行う。」に改めること。

13 第32条(団体交渉の設置単位)について、「地方における団体交渉は、本社及び地方機関において行なう」とあるのを「本社・支社の地方機関・付属機関及び各現業機関」に改めること。

14 第33条(交渉委員)次の文を加える。「必要により組合が指定した者」

15 第34条(交渉委員の数)次の文を加える。「組合が必要により指名した場合は、この員数を超えることが出来る。」

16 第39条(団体交渉事項)については、1号から4号にある「・・・の基準に関する事項」の文言中「の基準」を削除し、「・・・に関する事項」とし、「(5)その他労働条件の改訂に関する事項」も「労働条件」に関する事項」とすること。「安全全般に関する事項」を追加すること。

17 第46条(あつせん、調停及び仲裁)2項については、「・・・解決できなかった場合には、会社と組合は合意のうえ、労働委員会の仲裁に付することができる。」とあるのを「・・・解決できなかった場合、会社と組合の双方又は一方から労働委員会の仲裁に付することができる。」に改めること。

18 第47条(平和条項)の、「また、前条に定める手続きが進行中である時には、それが完了するまでは、争議行為を行わない。」の文言を削除すること。

19 第48条(争議の予告)については、「・・・また、争議行為の目的、形態、規模、日時、期間及び場所等の具体的かつ詳細な内容をその72時間前までに文書を持って会社に通知する。」の部分削除し、「会社に通知する。」に改めること。

20 第49条(争議行為に伴う遵守事項)については、(2)号中の「・・・なお、2つ以上の旅客会社にまたがって運行される列車については、紛争当事会社以外の会社において列車の運行に支障を出さないような措置がとられるまで、争議行為の対象としない。」の部分削除すること。

21 第50条(争議行為中の会社施設構内の立ち入り及び物品の使用)については、全文削除し、「組合は争議行為中の施設等を使用する場合には会社に通知する。」

(1) 会社の設備

(2) その他物品等・・・に改めること。

22 第53条(非常事態への対応)については、「会社は・・・必要な組合員をその事態収拾に必要な業務に直ちに従事させることができる。」の部分「直ちに」を「直ちに」に改めること。

23 第65条(審議)の2項について、以下のように改めること。

2 審議にあたっては、当事者のほか、参考人の出席を求め、報告を徴するほか、関係書類の提出を求めることができる。」

24 第66条(地方会議の処理)の2項を削除すること。

25 第66条の次に次の条文を挿入し以下繰り下げること。

「第...条(再審議申立及び再審議)組合員は、地方会議の処

